

条 例

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第十一号

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表行田市の項中「百六十七人」を「百七十人」に改め、同表飯能市の項中「百七十人」を「百六十九人」に改め、同表加須市の項中「二百四十七人」を「二百五十二人」に改め、同表東松山市の項中「百六十二人」を「百六十五人」に改め、同表春日部市の項中「三百四十五人」を「三百四十七人」に改め、同表鴻巣市の項中「二百二人」を「二百三人」に改め、同表深谷市の項中「二百六十八人」を「二百六十九人」に改め、同表上尾市の項中「三百三十人」を「三百三十五人」に改め、同表蕨市の項中「百三十五人」を「百三十四人」に改め、同表久喜市の項中「二百九十一人」を「二百九十四人」に改め、同表富士見市の項中「百七十三人」を「百七十人」に改め、同表吉川市の項中「百二十人」を「百二十三人」に改め、同表皆野町の項中「二十八人」を「二十九人」に改め、同表美里町の項中「三十二人」を「三十一人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。